

汚染土壌処理施設の維持管理に関する基準（案）

平成 年 月 日制定

第1 趣旨

この基準は、千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）第5条第3項の規定により、汚染土壌処理施設の適正な維持管理に関し、必要な事項を定める。

第2 定義

この基準における用語の定義は、指導要綱第2条に定めるもの及び次に掲げるものによるものとする。

1 特定有害物質等

特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をいう。

2 飛散等

特定有害物質等の飛散、揮散及び流出をいう。

3 ガイドライン

環境省 水・大気環境局 土壌環境課が作成した汚染土壌の処理業に関するガイドラインをいう。

4 公共用水域

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。

5 排水基準

排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値が同令別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類及び別表第二の上欄に掲げる項目ごとにそれぞれの表下欄に掲げる許容限度（水質汚濁防止法第3条第3項の規定により排水基準が定められた場合においては、当該排水基準で定める許容限度を含む。）並びにダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）第2条第1項第2号に規定する方法により測定した場合における測定値が同令別表第二の下欄に掲げる許容限度（ダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定により排出基準が定められた場合においては、当該排出基準で定める許容限度を含む。）をいう。

6 排除基準

下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質についてそれぞれ当該各号に定める基準（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第3項の規定により同令第9条の5第1項各号に掲げる項目に関して水質の基準が定められている場合においては、当該水質の基準を含む。）をいう。

7 地下水基準

土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第7条第1項に規定する地下水基準をいう。

8 再処理汚染土壌処理施設

処理業省令第2条第2項第22号に規定する再処理汚染土壌処理施設をいう。

9 2次運搬

処理業省令第5条第17号ロの規定により、汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設において処理した後の汚染土壌を許可申請時の申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設に運搬するとき又は同令第13条第1項第1号の規定により、汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌を処理の委託の目的で運搬するときをいう。

10 2次管理票

2次運搬時に使用する処理業省令第5条第18号に定める管理票をいう。

11 技術的留意事項

環境省 水・大気環境局 土壌環境課が作成した汚染土壌処理業の許可審査等に関する技術的留意事項をいう。

12 第二溶出量基準

規則第9条1項第2号に規定する第二溶出量基準をいう。

13 内陸埋立処理施設

埋立処理施設における処理方法の1つで第二溶出量基準に適合した汚染土壌を内陸に埋め立てる施設をいう。

14 地下水集排水設備

地下水を有効に集め、排出することができる堅固で耐久力を有する管渠その他の集排水設備をいう。

15 埋立地

汚染土壌を埋立処理する場所をいう。

16 保有水等

埋立物の保有水及び雨水等をいう。

17 判定基準省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号）をいう。

18 水面埋立処理施設

埋立処理施設における処理方法の1つで判定基準省令に適合した汚染土壌を水面に埋め立てる施設をいう。

19 保有水等集排水設備

保有水等を有効に集め、速やかに排出することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集排水設備（水面埋立処理施設については、保有水等を有効に排出することができる堅固で耐久力を有する構造の余水吐きその他の排水設備）をいう。

20 盛土構造物等

埋立処理施設における処理方法の1つで路盤、堤体等を利用して第二溶出量基準に適合した汚染土壌を封じ込める施設をいう。

第3 共通基準

汚染土壌処理施設の共通基準は、次に掲げるものによること。

1 飛散等、地下浸透及び悪臭発散を防止する措置

ガイドライン2.2.6(1)によること。

2 著しい騒音及び振動の発生防止措置

ガイドライン2.2.6(2)によること。

3 緊急時の対応

ガイドライン2.2.6(3)によること。

4 汚染土壌の受入れ

ガイドライン2.2.6(4)によること。

5 関係法令及び条例の遵守

ガイドライン2.2.6(5)によること。

6 処理方法の遵守

ガイドライン2.2.6(6)1)及び2)によること。

7 処理の期限

ガイドライン2.2.6(9)によること。

8 汚染土壌の保管

ガイドライン2.2.6(10)によること。

9 施設内移動

ガイドライン2.2.6(11)によること。

10 地下浸透の禁止

ガイドライン2.2.6(12)によること。

11 公共用水域への排出

ガイドライン2.2.6(13)によるもののほか、次に掲げるものによること。

(1) 排出水の水質は、別表第1に掲げる排出水基準に適合するよう維持管理するとともに、月1回以上水質の測定を実施し、かつ、記録すること。

(2) 排出水処理設備の機能の状態を月1回以上点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。

12 下水道の使用

ガイドライン2.2.6(14)によるもののほか、次に掲げるものによること。

(1) 排出水の水質は、公共下水道管理者が定める排除基準に適合するよう維持管理するとともに、当該公共下水道管理者が定める頻度により水質の測定を実施し、かつ、記録すること。

(2) 排出水処理設備の機能の状態を月1回以上点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。

13 地下水の水質測定

ガイドライン2.2.6.(15)によるもののほか、次に掲げるものによること。

(1) 地下水の水質の測定は、別表第2に掲げる項目のうち1から3までは1月に1回以上、4から30までは3月に1回以上（ただし、測定した地下水の水質が地下水基

準に1年間継続して適合している旨の知事の確認を受けたときは1年に1回以上実施し、かつ、記録すること。

(2) 地下水の水質の測定は、汚染土壌の処理開始前に別表第2の全ての項目について1回以上実施し、かつ、記録すること。また、当該記録は、法第27条第1項に規定する措置が完了するまでの間保存すること。

(3) 上記(1)の規定による水質の測定結果のうち、塩化物イオンの濃度又は電気伝導率に異状が認められた場合には、直ちに汚染土壌の受入れを中止するとともに、別表第2に掲げる全ての項目について水質の測定を実施し、かつ、記録すること。

(4) 上記(1)から(3)までの規定による地下水の水質の測定の結果、水質の悪化（その原因が汚染土壌以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

14 施設外への搬出の禁止

ガイドライン2.2.6(17)によること。

15 2次管理票の交付

ガイドライン2.2.6(18)によること。

16 2次管理票の写しの送付

ガイドライン2.2.6(19)によること。

17 搬出届出者への通知

ガイドライン2.2.6(20)によること。

18 汚染土壌処理施設の表示

ガイドライン2.2.6(21)によること。

19 点検及び機能検査

ガイドライン2.2.6(22)によるもののほか、次に掲げるものによること。

(1) 汚染土壌処理施設の正常な機能の維持をするため、当該汚染土壌処理施設に係る日常点検の結果及び稼働状況を記録し、稼働の状況を常に適切に保持すること。

(2) 機能検査では、各機器の作動状況、摩耗状況並びに劣化及び破損の有無等を確認すること。

(3) 地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行い、飛散等のおそれがある場合は、必要な措置を講ずること。

20 点検及び機能検査の記録の保管

ガイドライン2.2.6(23)によるもののほか、汚染土壌処理施設の各機器の点検及び機能検査の日時、点検項目等が記載できる記録様式を作成し、その様式に従って点検及び機能検査を行うとともに、機器の修理、交換等を行った場合は、その報告書を保存すること。

21 囲い等

(1) 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の囲いは、みだりに人が当該事業場に立ち入らないよう整備しておくこと。

(2) 囲い及び門扉が破損した場合は、直ちに補修すること。

(3) 門扉は作業終了後に閉鎖し、施錠すること。

22 火災の発生の防止

消火器その他の消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力を発揮できるよう点検整備を行うこと。

23 搬入道路

- (1) 搬入道路が通学路として使用されている場合その他交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。
- (2) 搬入道路は、常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修等を行うこと。

24 管理事務所

- (1) 管理事務所内の見やすい位置に汚染土壌処理業許可証又はその写し及び汚染土壌処理施設の構造を明らかにする図面を掲示しておくこと。
- (2) 知事に提出した汚染土壌処理業に関する書類、上記19の規定による点検及び機能検査の記録並びに土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第8項の規定による汚染土壌の処理に関する記録を備え置くこと。

25 周辺地域への配慮

汚染土壌処理施設に係る事業場の維持管理に当たっては、周辺住民との調和が図れるよう、当該事業場の周辺に緑地等を整備するなどの環境整備を図り、当該事業場に係る周辺地域の生活環境の保全に配慮すること。

26 維持管理状況の公表

汚染土壌処理施設の維持管理に関する情報であって次に定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

- (1) 上記11(1)及び12(1)の規定による水質の測定に関する次に掲げる事項
 - ア 当該水質の測定に係る排水を採取した場所
 - イ 当該水質の測定に係る排水を採取した年月日
 - ウ 当該水質の測定の結果の得られた年月日
 - エ 当該水質の測定の結果
- (2) 上記11(2)及び12(2)の規定による点検に関する事項
 - ア 当該点検を行った年月日及びその結果
 - イ 当該点検の結果、排水処理設備の機能に異状が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- (3) 上記13(1)から(3)までの規定による水質の測定に関する次に掲げる事項
 - ア 当該水質の測定に係る地下水を採取した場所
 - イ 当該水質の測定に係る地下水を採取した年月日
 - ウ 当該水質の測定の結果の得られた年月日
 - エ 当該水質の測定の結果
- (4) 上記13(4)の規定による措置に関する次に掲げる事項
 - ア 当該措置を講じた年月日
 - イ 当該措置の内容

27 維持管理状況の公表の期間

維持管理状況の公表は、次に掲げる区分に応じて定める日から、当該日から起算して3年を経過する日までの間、行うこと。

- (1) 前記26(1)及び(3)に掲げる事項 当該水質の測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
- (2) 前記26(2)に掲げる事項 当該点検を行った日の属する月の翌月の末日
- (3) 前記26(4)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

第4 個別基準

1 浄化等処理施設の個別基準

技術的留意事項2.1から2.8までによるもののほか、次に掲げるものによること。

(1) 濃度の上限値を設定していない浄化等処理施設における確認

ガイドライン2.2.6(6)3によるもののほか、処理することができる汚染土壌の濃度の上限値を設定していない浄化等処理施設のうち次に掲げる処理方法においては、処理の実績から勘案して、特定有害物質による汚染状態が高い汚染土壌を受け入れた場合、排出水が排出水基準又は排除基準を、排ガスが許容限度を満足していることを確認すること。

ア 浄化（抽出－洗浄処理） 排出水、排ガス（局所排気設備が設けられている場合）

イ 浄化（抽出－化学脱着） 排ガス

ウ 浄化（抽出－熱脱着） 排ガス

エ 浄化（分解－熱分解） 排ガス

オ 浄化（分解－化学処理） 排ガス

カ 浄化（分解－生物処理） 排ガス

キ 溶融 排ガス

ク 不溶化 排ガス

(2) 大気有害物質の排出

ガイドライン2.2.6(16)によるもののほか、排出口における別表第3に掲げる測定項目のうち、1から6までの大気有害物質の量を3月に1回以上、7から16までの大気有害物質（ダイオキシン類にあっては、汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設から排出されるものに限る。）の量を年1回以上測定し、かつ、記録すること。

(3) 雨水等の流入の防止

汚染土壌処理施設の構造に関する基準（以下「構造基準」という。）第5の1(2)アの規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するため、当該設備に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。

(4) 維持管理状況の公表

浄化等処理施設の維持管理に関する情報であって次に定める事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表すること。

ア 処理した汚染土壌の各月ごとの数量

イ 上記(1)の規定による確認に関する次に掲げる事項

(ア) 当該確認に係る排出水及び排ガスを採取した位置

(イ) 当該確認に係る排出水及び排ガスを採取した年月日

(ウ) 当該確認の結果の得られた年月日

(エ) 当該確認の結果

ウ 上記(2)の規定による大気有害物質の量の測定に関する次に掲げる事項

(ア) 当該測定に係る排ガスを採取した位置

(イ) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日

(ウ) 当該測定の結果の得られた年月日

(エ) 当該測定の結果

(5) 維持管理状況の公表の期間

維持管理状況の公表は、次に掲げる区分に応じて定める日から、当該日から起算して3年を経過する日までの間、行うこと。

ア 前記(4)アに掲げる事項 翌月の末日

イ 前記(4)イ及びウに掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

2 セメント製造施設の個別基準

技術的留意事項2.9によるもののほか、次に掲げるものによること。

(1) セメントの品質管理

ガイドライン2.2.6(7)によること。

(2) 大気有害物質の排出

ガイドライン 2.2.6(16)によるもののほか、排出口における別表第3に掲げる測定項目のうち、1から6までの大気有害物質の量を3月に1回以上、7から16までの大気有害物質（ダイオキシン類にあっては、汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設から排出されるものに限る。）の量を年1回以上測定し、かつ、記録すること。

(3) 雨水等の流入の防止

構造基準第5の2(2)アの規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するため、当該設備に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。

(4) 維持管理状況の公表

セメント製造施設の維持管理に関する情報であって次に定める事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表すること。

ア 処理した汚染土壌の各月ごとの数量

イ 上記(2)の規定による大気有害物質の量の測定に関する次に掲げる事項

(ア) 当該測定に係る排ガスを採取した位置

(イ) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日

(ウ) 当該測定の結果の得られた年月日

(エ) 当該測定の結果

(5) 維持管理状況の公表の期間

維持管理状況の公表は、次に掲げる区分に応じて定める日から、当該日から起算して3年を経過する日までの間、行うこと。

ア 前記(4)アに掲げる事項 翌月の末日

イ 前記(4)イに掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

3 埋立処理施設（内陸埋立処理施設）の個別基準

技術的留意事項2.10によるもののほか、次に掲げるものによること。

(1) 擁壁等の点検

ア 構造基準第5の3(2)の規定により設けられた擁壁、えん堤その他の設備を月1回以上点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

イ 地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行うこと。

(2) 遮水工の砂等による被覆

ア 埋め立てる汚染土壌の荷重その他予想される負荷により、構造基準第4の5の規定により設けられた遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、汚染土壌を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。

イ 被覆に用いる物の材料は、原則として砂等の粒径の小さいものを用いることとし、厚さを50センチメートル以上とすることを目安とすること。

ウ 遮水工が急傾斜面に設けられ、これを砂で覆うことが難しい場合には、遮水工の損傷を防ぐことができる十分な厚さと強度を有する不織布等を用いても差し支えないこと。

(3) 遮水工の点検

ア 構造基準第4の5の規定により設けられた遮水工を月1回以上点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。

イ 地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行うこと。

(4) 地下水の管理

構造基準第5の3(5)の規定により地下水集排水設備が設けられている場合は、地下水の状態を常に監視し、異状を認めた場合は速やかに地下水の水質の測定を行い、必要な措置を講ずること。

(5) 調整池の点検

ア 構造基準第5の3(7)の規定により設けられた調整池を月1回以上点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

イ 目視により調整池の亀裂や漏水等の有無の点検を行い、異状が認められた場合には、速やかに補修、復旧を行うこと。

(6) 導水管等の管理

構造基準第5の3(8)の規定により講じられた有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。

(7) 開渠の維持管理

構造基準第5の3(9)の規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該施設により埋立地の外に汚染土壌が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。

(8) 残余の埋立容量の測定

- ア 残余の埋立容量について年1回以上測定し、かつ、記録すること。
- イ 残余の埋立容量の算定方法については、環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課・産業廃棄物課が作成した最終処分場残余容量算定マニュアルに準ずること。

(9) 保有水等集排水設備の管理

- ア 埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処理を行う埋立地については、埋立処理を行おうとする区画）に滞留している水は、当該埋立地又は区画における埋立処理の開始前に排除すること。
- イ 集排水機能の維持管理のため、降雨量、保有水位及び排水量を測定し、かつ、記録すること。

(10) 法面の管理

- ア 法面の植生保護のため、施肥等を行うこと。
- イ 法面に小段排水溝、縦排水溝が設置されている場合は、適切に排水されるよう点検を行うこと。

(11) 基準高及び境界杭等の管理

基準高及び境界杭等の表示設備は、常に判別できる状態に保つこと。

(12) 作業時間

時間を定めて作業を行うこととし、原則として、早朝、深夜の埋立作業、車両の出入り等は行わないこと。

(13) 能力に沿った計画的埋立

- ア 搬入された汚染土壌の即時締め固め、整地及び必要な覆土等の作業に支障を及ぼさないよう計画的に埋立てするものとし、汚染土壌の山積み保管をしないこと。
- イ 埋立てに当たっては、汚染土壌の厚さ等を表示する丁張り等を利用し、計画的に行うこと。

(14) 維持管理状況の公表

埋立処理施設の維持管理に関する情報であって次に定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

ア 埋め立てた汚染土壌の各月ごとの数量

イ 上記(1)の規定による点検に関する次に掲げる事項

(ア) 当該点検を行った年月日及びその結果

(イ) 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

ウ 上記(3)アの規定による点検に関する次に掲げる事項

(ア) 当該点検を行った年月日及びその結果

(イ) 当該点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

エ 上記(4)の規定による水質の測定に関する次に掲げる事項

(ア) 当該水質の測定に係る地下水を採集した場所

- (イ) 当該水質の測定に係る地下水を採取した年月日
- (ウ) 当該水質の測定の結果の得られた年月日
- (エ) 当該水質の測定の結果
- オ 上記(4)の規定による措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- カ 上記(5)の規定による点検に関する次に掲げる事項
 - (ア) 当該点検を行った年月日及びその結果
 - (イ) 当該点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- キ 上記(6)の規定による点検に関する次に掲げる事項
 - (ア) 当該点検を行った年月日及びその結果
 - (イ) 当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該必要な措置の内容
- ク 上記(8)の規定による測定をおこなった年月日及びその結果
- (15) 維持管理状況の公表の期間

維持管理状況の公表は、次に掲げる区分に応じて定める日から、当該日から起算して3年を経過する日までの間、行うこと。

 - ア 前記(14)アに掲げる事項 翌月の末日
 - イ 前記(14)エ及びクに掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
 - ウ 前記(14)イ(ア)、ウ(ア)、カ(ア)及びキ(ア)に掲げる事項 当該点検を行った日の属する月の翌月の末日
 - エ 前記(14)イ(イ)、ウ(イ)、オ、カ(イ)及びキ(イ)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
- 4 埋立処理施設（水面埋立処理施設）の個別基準**

技術的留意事項2.11によること。
- 5 埋立処理施設（盛土構造物等）の個別基準**

技術的留意事項2.12によること。
- 6 分別等処理設備の個別基準**

技術的留意事項2.13及び2.14によるもののほか、次に掲げるものによること。

 - (1) 第二溶出量基準に適合しない汚染土壌の混合の禁止

ガイドライン2.2.6(8)によること。
 - (2) 大気有害物質の量の測定

排出口及び大気有害物質処理設備を設けている場合、当該大気有害物質処理設備が適切に機能しているか確認するために、大気有害物質の量の測定を次により行うこと。

 - ア 別表第3に掲げる項目のうち、1から6までに掲げる大気有害物質の量について、排出口において、標準状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき定める許容限度を超えて排出してはならないこと。
 - イ 排出口における別表第3に掲げる測定項目のうち、1から6までの大気有害物質の量を3月に1回以上、7から16までの大気有害物質（ダイオキシン類にあ

っては、汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設から排出されるものに限る。)の量を年1回以上測定し、かつ、記録すること。

(3) 雨水等の流入の防止

構造基準第5の6(2)アの規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するため、当該設備に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。

(4) 維持管理状況の公表

分別等処理施設の維持管理に関する情報であって次に定める事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表すること。

ア 処理した汚染土壌の各月ごとの数量

イ 上記(2)イの規定による大気有害物質の量の測定に関する次に掲げる事項

(ア) 当該測定に係る排ガスを採取した位置

(イ) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日

(ウ) 当該測定の結果の得られた年月日

(エ) 当該測定の結果

(5) 維持管理状況の公表の期間

維持管理状況の公表は、次に掲げる区分に応じて定める日から、当該日から起算して3年を経過する日までの間、行うこと。

ア 前記(4)アに掲げる事項 翌月の末日

イ 前記(4)イに掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

附則

1 施行期日

この基準は、平成 年 月 日から施行する。

別表第1 排水基準

項 目		排水基準
1	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L
2	シアン化合物	不検出
3	有機燐化合物	不検出
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/L
5	六価クロム化合物	0.05 mg/L
6	砒素及びその化合物	0.05 mg/L
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L
8	アルキル水銀化合物	不検出
9	ポリ塩化ビフェニル	不検出
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/L
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L
13	四塩化炭素	0.02 mg/L
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
15	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
20	チウラム	0.06 mg/L
21	シマジン	0.03 mg/L
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L
23	ベンゼン	0.1 mg/L
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
25	ほう素及びその化合物	海域 230 mg/L 海域以外 10 mg/L
26	ふっ素及びその化合物	海域 15 mg/L (10 mg/L) ※ 1 海域以外 8 mg/L
27	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L
28	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L (10 mg/L) ※ 2
29	水素イオン濃度	海域 5.0～9.0 海域以外 5.8～8.6

項 目		排水基準
30	生物化学的酸素要求量 ※ 3	20 mg/L (10 mg/L) ※ 5
31	化学的酸素要求量 ※ 4	20 mg/L (10 mg/L) ※ 5
32	浮遊物質量	40 mg/L (20 mg/L) ※ 5
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	3 mg/L (2 mg/L) ※ 5
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	5 mg/L (3 mg/L) ※ 5
35	フェノール類含有量	0.5 mg/L
36	銅含有量	1 mg/L
37	亜鉛含有量	1 mg/L
38	溶解性鉄含有量	5 mg/L (1 mg/L) ※ 5
39	溶解性マンガン含有量	5 mg/L (1 mg/L) ※ 5
40	クロム含有量	0.5 mg/L
41	大腸菌群数	3000 個/cm ³
42	窒素含有量 ※ 6	120 mg/L 《日間平均 60 mg/L》 ※ 7
43	磷含有量 ※ 6	16 mg/L 《日間平均 8 mg/L》 ※ 7
44	ダイオキシン類 ※ 8	10 pg-TEQ/L

検定方法については、1 から 43 までの項目は「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年 環境庁告示 64 号）」、44 の項目はダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年 総理府令第 67 号）第 2 条第 1 項第 2 号によること。

※ 1 () 内の数値は、排水量 30 m³/日以上の場合の基準値。

※ 2 規則附則（平成 25 年 環境省令第 3 号）第 2 条から第 5 条の経過措置が適用される間、括弧内の基準値を適用。

※ 3 生物化学的酸素要求量は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する場合に限り適用。

※ 4 化学的酸素要求量は、海域及び湖沼に排出する場合に限り適用。

※ 5 () 内の数値は、排水量 500 m³/日以上の場合の基準値。

※ 6 日間平均による許容限度は、1 日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

※ 7 《 》内の数値は、東京湾に排出する場合にあわせて適用。

※ 8 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類をいう。

別表第2 地下水基準及び測定頻度

項 目		地下水基準	測定頻度
1	水素イオン濃度	—	1月に1回以上
2	塩化物イオン		
3	電気伝導率		
4	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L	3月に1回以上（1年間継続して適合している旨の知事の確認を受けたときは1年に1回以上）
5	六価クロム化合物	0.05 mg/L	
6	クロロエチレン	0.002 mg/L	
7	シマジン	0.003 mg/L	
8	シアン化合物	不検出	
9	チオベンカルブ	0.02 mg/L	
10	四塩化炭素	0.002 mg/L	
11	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L	
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L	
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L	
14	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L	
15	ジクロロメタン	0.02 mg/L	
16	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L	
17	アルキル水銀	不検出	
18	セレン及びその化合物	0.01 mg/L	
19	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L	
20	チウラム	0.006 mg/L	
21	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L	
22	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L	
23	トリクロロエチレン	0.03 mg/L	
24	鉛及びその化合物	0.01 mg/L	
25	砒素及びその化合物	0.01 mg/L	
26	ふっ素及びその化合物	0.8 mg/L	
27	ベンゼン	0.01 mg/L	
28	ほう素及びその化合物	1 mg/L	
29	ポリ塩化ビフェニル	不検出	
30	有機りん化合物	不検出	

測定方法については、2及び3の項目は「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法（平成10年 環境庁・厚生省1号）」に、4項から30項までの項目は「地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件（平成15年 環境省告示第17号）」によること。

別表第3 大気有害物質の測定項目、許容限度及び測定頻度

測定項目		許容限度	測定頻度
1	カドミウム及びその化合物	1.0mg	3月に1回以上（1年間継続して許容限度を超えずに大気有害物質を排出している旨知事の確認を受けたときは1年に1回以上）
2	塩素	30mg	
3	塩化水素	700mg	
4	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	10mg	
5	鉛及びその化合物	20mg	
6	窒素酸化物	250cm ³ (350cm ³) ※ 1、※ 2	
7	クロロエチレン	—	1年に1回以上
8	1,2-ジクロロエタン		
9	ジクロロメタン		
10	水銀及びその化合物		
11	テトラクロロエチレン		
12	トリクロロエチレン		
13	砒素及びその化合物		
14	ベンゼン		
15	ポリ塩化ビフェニル		
16	ダイオキシン類		

各項目の測定方法については、1項から6項までの項目は平成22年環境省告示第25号に、7項から16項までの項目は「汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」（平成22年 環水大土発第100226001号）によること。

※ 1 （ ）内の数値は、排出ガス量が10万m³/日未満の浄化等処理施設、セメント製造施設又は分別等処理施設に適用。

※ 2 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和54年 総理府令第37号）附則第6項の経過措置の適用を受けるセメント製造施設は480cm³とする。

